

本制度は、  
【建築工事監理指針 平成 22 年度版上巻】  
【JASS 5:2018 建築工事標準仕様書・同解説】  
で採取技能者の技能認定として紹介されています

採取試験技能者認定委員会事務局  
一般財団法人 建材試験センター

## コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度

### 1. はじめに

コンクリートは、建築工事、土木工事等あらゆる建設工事に必要不可欠の材料となっており、コンクリートの品質管理は、最重要項目になっています。

建設工事現場でのコンクリートの品質管理は、主に荷卸し地点の受入検査で実施しています。この検査には、試料採取、温度測定、スランプ（又はスランプフロー）試験、空気量試験、圧縮強度試験用供試体の作製があり、必要に応じて、塩分量測定、単位水量測定が行われています。

受入検査時の採取・試験方法は、J I S、建築工事標準仕様書（建築学会）、コンクリート標準示方書（土木学会）等によって規定されています。

**このため、受入検査の採取試験実務者には、関係する規格、仕様書、示方書等を正しく理解し、適切な技能を有して実施することが要求されます。**

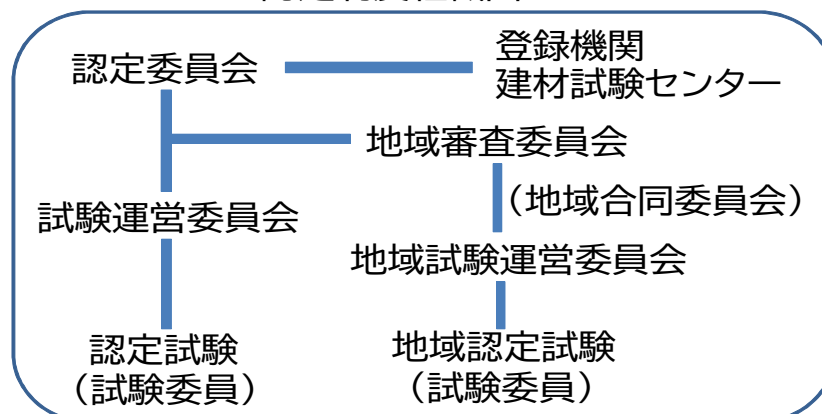
建材試験センターは、平成 2 年（1990 年）から採取試験実務者に対して要求される技能と知識についての「採取実務講習会」を実施し、適切な技能者には「講習修了証」を発行してきました。その後、講習修了者の普及に伴い多くの施工者から「広義の資格」として推進して欲しいとの要望があり、また、行政機関からも、品質管理システムの一環に広く資格として活用出来るようにしてはとの要請もありました。

そのため、平成 13 年（2001 年）に「コンクリートの現場品質管理に関する採取試験技能者認定制度」を制定し、**第三者性**の位置づけとして「採取試験技能者認定委員会」を組織して、この委員会が制度運営することとしました。

認定委員会は、研究機関、発注機関、行政機関、設計・施工・製造業の各団体及び公的試験機関からなる委員構成となっています。

認定委員会の元に「試験運営委員会」を設置し、認定試験を実施しています。**認定試験は、実務技能に関する「実技試験」及びコンクリートの知識に関する「学科試験」です。**委員会の組織体制は、地域的要望に応じ、関東以外でも認定試験が実施できるように、下記の組織図となっています。

認定制度組織図



## 2. 技能者認定審査

### 2.1 認定区分と受験資格

コンクリート採取試験技能者の認定区分は、コンクリートの品質・性能によって「一般」及び「高性能」があり、高性能・認定技能者は、一般技能も有しているものとしています。

「一般」又は「高性能」の受験資格は、コンクリートの品質管理・品質試験等に関し、所要の実務経験のあることを条件としています。認定区分・受験資格・試験技能・認定技能者の業務内容を表-1に示します。

表-1 コンクリート採取試験技能者の認定区分・受験資格・試験技能・業務内容

認定区分	受験資格	試験技能	認定技能者の業務内容
一般	コンクリートに関する実務経験が、1年以上*の者 ※「一般コンクリート採取実務講習会」を修了している者は、1年未満でもよい。	(1)次の項目の採取・試験の実務 ①試料採取 (JIS A 1115) ②温度測定 (JIS A 1156) ③スランプ試験 (JIS A 1101) ④空気量試験 (JIS A 1128) ⑤圧縮強度試験用供試体の作製 (JIS A 1132) (2)コンクリートに関する一般的品質管理	JIS A 5308に規定する普通コンクリートの品質試験に関する採取試験業務を、自己の責任において扱える知識と技能を有する者
高性能	「一般コンクリート採取試験技能者」としての実務経験が1年以上*の者 ※「高性能コンクリート採取実務講習会」を修了している者は、1年未満でもよい。	(1)「一般コンクリート採取試験技能者」に要求される事項（上記の事項） (2)高強度コンクリートに関する知識と技能 (3)高流動コンクリートに関する知識と技能 (4)スランプフロー (JIS A 1150)に関する試験技能	上記の業務のほか、高強度コンクリート（設計基準強度が60 N/mm <sup>2</sup> 以下）、高流動コンクリート等の品質試験に関する採取試験業務を、自己の責任において扱える知識と技能を有する者

### 2.2 認定審査基準

認定審査は、実務技能に関する実技試験とコンクリートの試験方法等の知識に関する学科試験を認定試験として実施し、審査基準に適合している者を認定しています。認定審査基準は、次の規格等によっています。

- J I S A 1 1 1 5 フレッシュコンクリートの試料採取方法
- J I S A 1 1 5 6 フレッシュコンクリートの温度測定方法
- J I S A 1 1 0 1 コンクリートのスランプ試験方法
- J I S A 1 1 5 0 コンクリートのスランプフロー試験方法（一般は除く）
- J I S A 1 1 2 8 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法
- J I S A 1 1 3 2 コンクリートの強度試験用供試体の作り方

その他、認定委員会が必要と認めた規格・仕様書・示方書等(JIS A 5308、JASS 5(建築)、JSCE(土木)、公共建設工事標準仕様書等)です。

### 3. 認定試験の開催

認定試験は、上期・秋期及び下期の3回実施します。開催場所及び認定区分の内容を表-2 に示します。

表-2 開催内容及び認定区分

開催場所	上期	秋期	下期
南関東（船橋）	一般・高性能	一般	一般・高性能
福岡	一般	-	-
宮城	-	一般・高性能	-
開催時期	6月	10月	1月～2月
募集期間	5月～6月	8月～9月	11月～1月

### 4. 認定試験の種類と受験料及び登録料

認定試験の種類、受験科目、受験料及び登録料を表-3 に示します。

新規受験者でコンクリート技士またはコンクリート主任技士の資格登録者は、学科試験を免除します。

表-3 認定試験の種類と受験料及び登録料

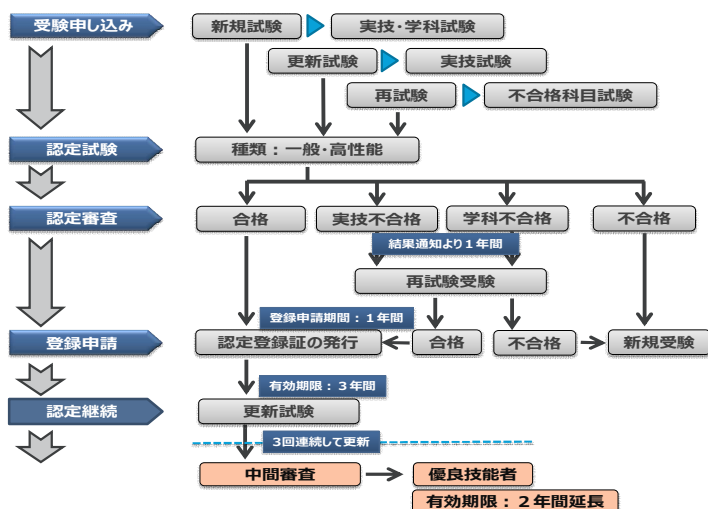
種類	受験科目	一般	高性能	備考
新規試験 A	実技試験及び学科試験	22,000 円	27,500 円	-
新規試験 B	実技試験	16,500 円	22,000 円	コンクリート技士・主任技士登録者
更新試験				
再試験	学科試験	5,500 円		-
中間審査	-	8,250 円		登録料を含む
登録料	-	5,500 円		-
再発行手数料	-	5,500 円		-

※料金は税込です。振込料は申込者をご負担下さい。

### 5. 登録と有効期限

認定審査に合格した受験者は、登録を申請することで有効期間 3 年間の「認定登録証」（携帯用）が発行されます。この「認定登録証」に明示している有効期限までに、更新認定試験を受験し、合格者は認定が継続、不合格者は認定が失効となります。ただし、高性能の更新試験が不合格となり登録が失効する場合は、有効期限 1 年間の「一般コンクリート採取試験技能者」としての認定登録を受けることができます。

また、3 回連続して更新した技能者を対象とした中間審査制度は、講習会（学科講習）を修了することにより、所有する登録証の有効期限を 2 年間延長できます。



## 6. 認定登録技能者の公表

認定登録技能者の名簿は、個人情報保護法を踏まえ、建材試験センターのホームページの「コンクリート採取試験技能者認定制度」で公表しています。

認定登録番号	認定登録技能者名	登録日	登録の有効期限
第G-02T001C号	〇〇〇〇	0000年00月00日	0000年00月00日

一般登録者名簿（例）

認定登録番号	認定登録技能者名	登録日	登録の有効期限
第H-03T001A号	〇〇〇〇	0000年00月00日	0000年00月00日

高性能登録者名簿（例）

## 7. 本制度の仕様書等における紹介事例

本制度は、建築工事監理指針およびJASS 5で紹介されています。

### ①建築工事監理指針:平成22年版 6章コンクリート工事(p.429より抜粋)

フレッシュコンクリートの試験の多くがJISの試験方法に基づいており、作業手順は比較的簡単で、装置・器具類に特殊なものが少ない反面、作業手順の間違いや装置・器具類の整備不良により試験結果に大きな影響を及ぼす場合があるため試験作業者は十分な知識と技能を有している必要がある。〈中略〉大都市圏を中心として特定性能評価機関によるコンクリートの受入試験に従事する作業者の認定試験が行われている。(財)建材試験センター〈中略〉が実施している採取試験技能者認定制度によって〈中略〉試験技能者が認定され、〈中略〉公開されているので参考にするるとよい。－〈以下省略〉－

### ②JASS 5:2018年度版(日本建築学会) 11節 品質管理および検査(p.365-366より抜粋)

受入時の検査で行われるJISの試験方法の作業手順は比較的容易で、使用装置・器具類にも特殊なものが少ない反面、装置・器具類の整備不足やわずかな作業手順の間違いにより試験結果に大きな影響を及ぼす可能性がある。したがって、フレッシュコンクリートの受入時の試験の依頼に際しては、予定している第三者機関に当該試験に関する十分な知識や技能を有している十分な人数の技術者が所属しているか、また、圧縮強度試験を依頼する場合には、試験装置が適切に検定・維持されているか等を確認することが重要である。すでに、(一財)建材試験センター(コンクリートの現場品質管理に伴う採取試験技能者認定制度/一般および高性能コンクリート採取試験技能者)〈中略〉コンクリートの受入時の試験に従事する作業者の認定を行っており、〈中略〉団体のホームページ等で〈中略〉公開されている。関東や関西などの都市圏では公共工事だけではなく民間工事の受入検査でもこれら試験技能者が所属する採取試験機関を外部試験機関として定める傾向が進んでいる。－〈以下省略〉－

## 8. 問い合わせ先

「コンクリート採取試験技能者認定制度」事務局 一般財団法人建材試験センター 検定業務室  
〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島 2-12-8 TEL:048-826-5783 FAX:048-826-5788  
ホームページ <http://www.jtccm.or.jp/>